

都市 1 - 1

許認可等の内容	公共測量の永久標識等の移転の決定		
根拠法令及び条項	測量法第 39 条（第 24 条準用）		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>次に掲げる場合は、移転を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事等の施工によって、必要な注意を払ったとしても永久標識又は一時標識のき損その他その効用を害するおそれがあると認められる場合 2 建築物等の築造によって、永久標識又は一時標識のき損その他その効用を害すると認められる場合 			

都市 1 - 2

許認可等の内容	公共測量の測量成果の複製の承認		
根拠法令及び条項	測量法第 43 条		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>公共測量の測量成果の複製については、次のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複製しようとする測量成果に対し、何ら手を加えずに全く同じもの（独自データの付加、データの一部切り出し等がされていないもの）を複製しようとするもの <p>なお、次に例示するような軽微な変更を加えたものについても、もとの測量成果と同じものであるとみなし、承認しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 数値地図の形式のみを変換したもの (2) 色調を薄くしただけのもの (3) 解像度を荒くしただけのもの (4) 図郭を変更しただけのもの (5) 貼り合わせただけのもの (6) 地図を縮小・拡大しただけのもの <p>ただし、地図等として刊行するのではなく、書籍等に内容を補足するために、地図等の一部を切り出し、補助的に挿入する場合や教育、学術・調査研究目的に利用する場合は、承認することがある。</p> 2 申請内容に虚偽があるもの 3 公序良俗に反する目的又は犯罪行為に使用するための目的で複製しようとするもの 4 複製しようとする測量成果が、申請された複製目的に照らして適切でないもの 5 複製方法が適切でなく、測量成果としての精度が確保されないもの <p style="text-align: right;">変更日 平成 23 年 11 月 30 日</p>			

都市 1 - 3

許認可等の内容	公共測量の測量成果の使用の承認		
根拠法令及び条項	測量法第 44 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 使用計画の測量成果が当該測量において適合し、また不適切な測量成果の使用となっていないこと。</p> <p>2 測量成果の使用の際、図面を縮小する場合、縮尺の大きい図面から縮小するものであること。ただし、1/4 までの縮小であること。また、図面を拡大する場合、縮尺の 2 倍までであること。</p> <p>3 刊行物の発刊のため、地図その他の写真又は成果を記録した文書等を使用する場合、測量成果のうち地図等を使用して新しい地図等を作成する場合には、図面の全部又は一部を同じ内容のままで拡大し、若しくは縮小して使用しないこと。</p>			

都市 1 - 4

許認可等の内容	基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
根拠法令及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 基礎調査のため測量又は調査を行う必要があること</p> <p>2 他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行う者は、市長又はその命じた者若しくは委任した者であること。</p> <p>3 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。</p> <p>4 受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。</p> <p>5 基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除又は土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。</p> <p>6 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者及び占有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由であること。</p> <p>7 土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられていること。</p> <p>8 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除又は土地の試掘等の方法、規模、区域及び期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。なお、測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断する。</p>			
変更日 令和 5 年 12 月 26 日			

都市 1 - 5

許認可等の内容	基礎調査のための障害物の伐除の許可		
根拠法令及び条項	宅地造成及び特定盛土規制法第6条第3項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成6年10月1日
<p>審 査 基 準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎調査のため測量又は調査を行う必要があること。 2 他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、市長又はその命じた者若しくは委任した者であること。 3 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。 4 受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。 5 基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除を行うやむを得ない必要があること。 6 あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続をとる時間的余裕がない場合) 7 障害物の現状を著しく損傷しないこと。 8 基礎調査のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。 <p style="text-align: right;">変更日 令和5年12月26日</p>			

都市 1 - 6

許認可等の内容	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可		
根拠法令及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	30日 ただし、土石の堆積については14日	設 定 日	令和6年1月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条第1項及び第2項で定める提出書類を同法第12条第2項の規定に基づき審査し、工事の施行に伴う災害を防止するために必要と認める場合には、同法第12条第3項に基づく条件を付して許可する。</p> <p>ただし、同法第12条第1項ただし書の規定により宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第5条第1項で定める工事については、この限りでない。</p>			

都市 1 - 7

許認可等の内容	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可		
根拠法令及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	30日 ただし、土石の堆積については14日	設 定 日	令和6年1月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 37 条第 1 項及び第 2 項で定める提出書類を同法第 16 条第 3 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定に基づき審査し、工事の施行に伴う災害を防止するために必要と認める場合には、同法第 16 条第 3 項において準用する同法第 12 条第 3 項に基づく条件を付して許可する。</p> <p>ただし、同法第 16 条第 1 項ただし書の規定により宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 38 条で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>			

都市 1 - 8

許認可等の内容	特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可		
根拠法令及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第 30 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	30日 ただし、土石の堆積については14日	設 定 日	令和6年1月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法第 30 条第 1 項並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 63 条第 1 項及び第 2 項で定める提出書類を同法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査し、工事の施行に伴う災害を防止するために必要と認める場合には、同法第 30 条第 3 項に基づく条件を付して許可する。</p> <p>ただし、同法第 30 条第 1 項ただし書の規定により特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 29 条第 1 項で定める工事については、この限りでない。</p>			

都市 1 - 9

許認可等の内容	特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可		
根拠法令及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項		
担当課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	令和6年1月1日
<p>審査基準</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第67条第1項及び第2項で定める提出書類を同法第35条第3項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき審査し、工事の施行に伴う災害を防止するために必要と認める場合には、同法第35条第3項において準用する同法第30条第3項に基づく条件を付して許可する。</p> <p>ただし、同法第35条第1項ただし書の規定により宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第68条で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>			

都市 1 - 10

許認可等の内容	測量又は調査のための障害物の伐除の許可		
根拠法令及び条項	都市計画法第26条第1項		
担当課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成6年10月1日
<p>審査基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の決定又は変更のために測量又は調査を行う必要があること。 2 他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、国土交通大臣、県知事若しくは市長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。 3 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。 4 受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。 5 都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除を行うやむを得ない必要があること。 6 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者及び占有者が所在不明の場合等所有者及び占有者の同意を得ることができない合理的な理由であること。 7 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられていること。 8 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物が特定されており、障害物の伐除の方法、規模、区域及び期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。なお、測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断する。 <p style="text-align: right;">変更日 平成13年1月6日</p>			

都市 1 - 1 1

許認可等の内容	測量又は調査のための障害物の伐除の許可		
根拠法令及び条項	都市計画法第 26 条第 3 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>1 都市計画の決定又は変更のために測量又は調査を行う必要があること。</p> <p>2 他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、国土交通大臣、県知事若しくは市長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。</p> <p>3 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。</p> <p>4 受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。</p> <p>5 都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除を行うやむを得ない必要があること。</p> <p>6 あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の 3 日前までに通知するなどの事前手続をとる時間的余裕がない場合)</p> <p>7 障害物の現状を著しく損傷しないこと。</p> <p>8 都市計画の決定又は変更のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 13 年 1 月 6 日</p>			

都市 1 - 1 2

許認可等の内容	市街地開発事業予定区域内の建築許可		
根拠法令及び条項	都市計画法第 52 条の 2 第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間		設 定 日	
<p>標準処理期間及び審査基準を設定しない理由</p> <p>本市には現在、市街地開発事業予定区域がなく、当面その予定もない。したがって、本件許可の申請は、現時点ではあり得ないので、審査基準は設定しない。</p>			

都市 1 - 1 3

許認可等の内容	都市計画施設等の区域内の建築許可		
根拠法令及び条項	都市計画法第 53 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>都市計画施設等の区域内の建築許可は、法第 54 条の規定により、当該建築が都市計画施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合し、又は当該建築物が同条の各号に定める要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができるものであると認めるときに行うこととされている。</p> <p>この法第 54 条において審査基準は言い尽くされているため、審査基準は設定しない。</p>			

都市 1 - 1 4

許認可等の内容	施行予定者が定められている際の建築許可		
根拠法令及び条項	都市計画法第 57 条の 3 第 1 項（第 52 条の 2 第 1 項準用）		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間		設 定 日	
<p>標準処理期間及び審査基準を設定しない理由</p> <p>本市には現在、市街地開発事業予定区域がなく、当面その予定もない。したがって、本件許可の申請は、現時点ではあり得ないので、審査基準は設定しない。</p>			

都市 1 - 1 5

許認可等の内容	都市計画事業地内の建築行為に対する許可		
根拠法令及び条項	都市計画法第 65 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日
審 査 基 準 電柱等の移転、文化財調査のための仮設建築物の設置等、当該都市計画事業の施行上やむを得ないもの以外は、許可しない。			

都市 1 - 1 6

許認可等の内容	測量又は調査のための障害物の伐除の許可		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 61 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 1 許可申請者が施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者であること。 (1) 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。 (2) 受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。 2 第 1 種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除を行うやむを得ない必要があること。 3 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者及び占有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。 4 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ意見を述べる機会が与えられていること。 5 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物、範囲等が特定されており、障害物の伐除の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。 なお、測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断する。			

都市 1 - 1 7

許認可等の内容	障害物の伐除の許可		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 61 条第 3 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
審査基準			
<p>1 許可申請者が施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者であること。</p> <p>(1) 代理人の申請による場合は、代理権限証書が添付されていること。</p> <p>(2) 受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。</p> <p>2 第 1 種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除を行うやむを得ない必要があること。</p> <p>3 障害物の現状を著しく損傷しないこと。</p> <p>4 第 1 種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立ち入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。)</p> <p>5 あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の 3 日前までに通知するなどの事前手続をとる時間的余裕がない場合)</p>			

都市 1 - 1 8

許認可等の内容	測量又は調査のための障害物の伐除の許可		
根拠法令及び条項	土地収用法第 14 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	1 月	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
審査基準			
<p>1 法第 11 条及び第 12 条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が法第 11 条の許可要件に適合していること。)</p> <p>2 許可申請者が法第 8 条第 1 項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>3 第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、法第 35 条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>4 該当障害物又は該当土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。</p> <p>5 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられていること。</p> <p>6 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断)</p>			

都市 1 - 1 9

許認可等の内容	山林原野等にある障害物の伐除の許可		
根拠法令及び条項	土地収用法第 14 条第 3 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 法第 11 条及び第 12 条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が法第 11 条の許可要件に適合していること。)</p> <p>2 許可申請者が法第 8 条第 1 項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、③受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>3 第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、法第 35 条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>4 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。</p> <p>5 障害物の現状を著しく損傷しないこと。</p> <p>6 第 3 条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐採を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。)</p> <p>7 あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の 3 日前までに通知するなどの事前手続をとる時間的余裕がない場合)</p>			

都市 1 - 2 0

許認可等の内容	非常災害の際の土地の使用に係る許可		
根拠法令及び条項	土地収用法第 122 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	非常災害の場合のため設定しない。	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 既に被害が発生している場合、又は被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>2 事業が災害防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)</p> <p>3 第 3 条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に法第 3 条各号に該当していれば足り、具体的に法第 20 条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)</p> <p>4 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6 月を超えないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性和土地所有者の被る被害とを比較衡量する。)</p> <p>5 許可申請者が法第 8 条第 1 項に定義される起業者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人、社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p>			

都市 1 - 2 1

許認可等の内容	権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に係る許可		
根拠法令及び条項	土地収用法第 138 条第 1 項（第 122 条第 1 項準用）		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
標準処理期間	非常災害の場合のため設定しない。	設定日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>1 既に被害が発生している場合、又は被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>2 事業が災害防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。（公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。）</p> <p>3 第 3 条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。（形式的に法第 3 条各号に該当していれば足り、具体的に法第 20 条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。）</p> <p>4 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間（6 月を超えないこと。）が必要な範囲内であること。（公益上の必要性和土地所有者の被る被害とを比較衡量する。）</p> <p>5 許可申請者が法第 8 条第 1 項に定義される起業者であること。（①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人、社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。）</p>			